

大和同志会と山口県の部落差別撤廃運動

— 『明治之光』に見る解放運動への曙光 —

北 川 健

「大和同志会」というのは、大正元年（一九一二）奈良を本拠に結成された部落改善運動推進のための自主的組織である。明治三十六年（一九〇三）「大日本同胞融和会」が結成の名目だけに終わったあと、初めて全国的規模で展開した運動体であった。

「本会ハ同族ノ一致団結ヲ主トシ且ツ向上發展ヲ図リ延イテ全国ノ同族ニ及スヲ以テ目的トス」（会則第二条）

山口県下ではこれにどう応じ、どうつながっていったのか。そこで志向され、胎動していたものは何か。同志会の機関誌に始まる雑誌『明治之光』を通して把握しておきたい。

一 大和同志会と山口県下との関連——提携と組織化への主体と基盤

大和同志会と山口県下との関連はどうあったのか。そのアウトラインは『明治之光』の購読状況という形で一覧することができる。（表①②参照）

購読者は、地域的には山陽側、それも周防部に断然多く（表③）、河野諦円（都濃郡）を最初に、ついで国弘半治兵衛（佐波郡）、白井太兵衛（阿武郡）らが積極的、継続的に『明治之光』を取寄せている。河野諦円は大正二年五月、奈良の同志会本部を訪問。国弘半治兵衛は同五年三月、京都での同志懇談会に出席しようとしている。さらに山口県から『明治之光』への投稿、書簡・談話の掲載もある。（表④）

これら購読者の多く半数は、当時各部落の筆頭の立場にある指導者である。当該部落の「中心人物」「重ナル人名」として調査書類の記載欄に名前の並んでくる面々である。残り半数者にあっても、なかには後年、指導者に成達していつている者もある。それこれからすると、購読者の多くは各地部落の指導者層であったと見做すことができる。ちなみに後者のごく一、二の経済的階層を見ても（表⑤）、当該部落での富裕層、有資産者層である。云いかえれば、明治四〇年代から各地部落で改善運動推進の先頭にあった指導者層こそ、『明治之光』を取寄せ、大和同志会に期待と関心を寄せる主体であったのである。

表3 『明治之光』購読者の地域分布

郡	大島	玖珂	熊毛	都濃	佐波	吉敷	厚狭	豊浦	美祿	大津	阿武	（不詳）	計
人数	1	2	5	6	6	3				4	6		33

表1 山口県下の『明治之光』購読（誌代納入）状況

氏名	大正2	3	5	6	7	○「重ナル人名」 （明治37） △「中心人物」 （大正8）
河野諦円	66 ⁴⁴		73	54		○△
西田真広	99					
国弘半治兵衛	99+33	66	73	54		○△
白井太兵衛		33	73	1.00+48		○△
萩原泰治		66	136			
原田弥一郎		1.10	136			
松永和平		10				
松田卯太郎		99				
金本新平		66				○△
山下儀平		66				
古川信吉		66	70			
金谷智淳		99				
岡村平左衛門		35				
松浦元之進			45			○
溝部繁治			136	54		○
山崎国助			73			
藤永三蔵			73			○
瀬近仁右衛門			73			○△
松崎弥吉			73			○
藤岡弥二郎			27			○
松田五郎兵衛			40			○
池田唯雄			73			
石村森兵衛			73			
河野静雄				54	54	○
山本吉				60		
西本亀太郎				54		
大野幸兵衛				54		△
森岡悦二郎				54		
雄本憲祐				50		△
福本初三郎					54	
島田曆太郎					59	
田中栄一					54	
藤井夏次郎					90	△
件数	4	11	16	11	5	15/33

註⑥

表2 府県別『明治之光』誌代納入件数

府 県	大正2	3	5	6	7	計
茨城		1			1	2
群馬		8	9	2	3	22
埼玉			2	3		5
新潟	3	1				1
福崎	3	3	2	1		9
静愛	2	2	10	23	20	58
	1	1	6			8
三	26	37	17	9	6	95
滋	12	38	30	12	13	105
京	19	56	45	7	8	135
大	9	12	34	1	2	58
兵	51	144	63	11	16	285
奈	61	104	82	16	6	269
和	26	36	38	9	7	116
鳥	1	2	4	4	3	14
島	10	5	10	4	4	33
岡	15	26	76	22	45	184
山	6	14	4	5	3	32
	4	12	16	11	5	48
徳	2	1	1	4	4	12
香			6	11	8	25
愛		1				1
高	1	1	5	1		8
福	30	27	17	4	5	83
大	1				1	1
長						
朝	1			1		2
中			1			1
計	284	535	478	161	160	1,618

大和同志会と山口県の部落差別撤廃運動(北川)

三三

ここに、部落指導者層のあいだに機関誌購読という形で大和同志会とのつながりがあったことを見ることができる。

二 「山口県同志会」結成への画策—組織化への契機と胎動

全国的組織の登場は、それに見合う地方段階での地域的な組織化を促す。大和同志会の出現に触発されて、鳥根県では「出雲同志会」、三重県で「三重県同志会」、岡山県で「岡山県同志会」、などなどが発足している。

山口県での組織編成はどうだったのか。山口県でも大和同志会に共鳴呼応し、積極的にこれと帯同しようとする動きがあった。

「我山口県にも同志会を設立しようとして□□村の国弘氏や□□村の萩原氏及□□村の岡崎氏が貴会の趣旨に依って奔走して居ます」

すなわち、国弘半治兵衛、萩原泰治(玖珂郡)、岡崎慶治郎(熊毛郡)の三人は「山口県でも同志会を設立しよう」として、大和同志会の「趣旨に依って奔走して」いる。いわゆる県支部、いうなれば「山口県同志会」の結成に向けての画策であった。

大和同志会の登場を機に山口県でも「同志会」結成への気運と可能性があったのである。大正初年、山口県で自主的な組織編成への胎動があったこと

大和同志会と山口県の部落差別撤廃運動(北川)

表5 A 部落耕地整理組合内での田畑所有状況

(大正11)

田畑面積	戸 数	構 成 比	備 考
25反 ~ 29	1	4.8	山崎団助 21反2畝21歩 (第2位)
20 ~ 24	1		
15 ~ 19	2		
10 ~ 14	6	14.2	池田唯雄 13反5畝1歩 (第7位)
5 ~ 9	6		
1 ~ 4	24		
1反未満	45	81.1	
(計)	(85)	(100.0)	

註③

表4 『明治之光』山口県関係者の掲載記事

掲載年月号	発表者	題名・掲載欄	内 容（概要）
大正2年8月号	河野 謙 円	（山口通信）	大正2年5月20日、同志会本部訪問の談話内容。山口県下の概況と自らの改善事業について述べるとともに、山口県支部結成の動きに反対したことを告げる。
大正3年1月号	松田 卯太郎 ※湯浅倉平 ※岡本道寿	（読者の声・ハガキ欄） （刊行一周年祝辞） （ ） （ ）	『明治之光』による部落住民の覚醒と改善推進による面目一新を期す。 部落住民みずからへの啓発と矯正を強調。 『明治之光』の主義主張に共感を表明。
大正5年7月号	天野 碧 波	満天下の志士に望む国家 円満策	部落改善事業を国家政策として行なうことを勧唱。
大正5年8月号 10月号	隈 井 憲 章	全国我党の 大同団結を望む	氏子差別事件に対して住民を指導して当局と対決。 県下各地で演説会を開き奮闘中であることを訴える。
大正6年9月号	国弘 半治兵衛	（読者の領分）	大正5年3月の京都同志懇談会に欠席したため、その会合内容の報告を求める。

こそ、銘記に値する。

三 県支部結成への河野謙円の反対―対社会的運動への志向と否定

「山口県同志会」は実現しない。河野謙円が反対した^①からである。この河野の反対に照らして、国弘らの志向する組織編成が何を提起するものであったかを見ることが出来る。

すなわち、河野は大正二年五月、奈良の大和同志会本部を訪ねて、みずから次のように告げている。^②

「私は目下の所賛成して居ません。之れは部落の改善は表向きでなく内々で遣るべきもので之れを表面にして大袈裟にやると却って社会と隔離する事になります」

「三田尻警察署長などが大会を開けく」と云ひますが私は常にお断りしてゐます」

「部落の改善は富の程度を高めるにあります。私はこの主義から頻りに貯金を奨励して居ます」

「僕は一般との融和は農産物の品評会などをやる時審査人を部落から三名、一般から三名と云ふやふにやって居る為めに近來は非常に融和が出来て通婚も不日出来るであらふと思ひます」

これが河野の反対とその理由である。ひと言で云えば部落内改善、それが彼の信条であり本領であった。貯金の奨励。共同貯金による田地の購入。田地取得による有権者資格の拡張。部落選出議員の増席。信用・購買・生産・販売組合の設立。部落内外の親睦会・品評会・講習会の開催。などなど、それが河野の改善運動の方法であり内容であった。つまり、部落内の日常的な生活次元での営為の積み重ねを通して「融和」を達成しようとするものであった。

この河野の「表向きでなく内々で……」という方式からすると、同志会結成の動きはとりもなおさず村落のワクを越

表6 山口県近代部落史年表（明治36～大正5）

年次	山口県関係事項	全国的事項
明治34	○都濃郡E村で陸軍演習宿舍割当て差別に対して、河野諦門、地元F部落住民の連判状をもって山口の第四二連隊本部に抗議。翌日解決。 ^⑨	
35		
36	○都濃郡F部落で河野諦門、改善団体「進徳会」を組織。ついで39年、信用組合を設立。 ^⑩	大日本同胞融和会創立（7月）。これに備えて大阪の中野三憲、部落調査を各府県に依頼（1月・4月）。
37		
38		
39		島崎藤村、「破戒」を発表（3月）。
40	○吉敷郡G部落で「矯風会」（9月）、H部落で「進徳会」（10月、別説では41年11月）結成。 ^⑪	内務省、部落調査を各府県に要請（1月）。
41	○山口県教育会、歴史学者喜田貞吉を総会に招いて「特殊部落の改善に就いて」の講演を行なう（7月）。 ^⑫ ○吉敷郡H部落で金本新平、「進徳会」を組織、改善運動を起こす（11月）。 ^⑬ 熊毛郡I部落で「共和会」結成（12月）。 ^⑭ ○年末の調査で県内部落数一三六、戸数四、八一四、人口二五、八六〇。 ^⑮	

明治42	○佐波郡J部落で「自彊会」結成（10月）。 ^⑯ ○山口県当局、地方改良講演会のなかで「特殊部落の改善」の講演（警部田子一民）を行なう（10月）。 ^⑰	
43	○河野諦門、部落改善団体の功勞により内務大臣表彰を受ける。二〇〇円下付（2月）。 ^⑱	
44	○都濃郡K小学校で教員の差別発言に対し部落児童四〇人が抗議の同盟休校春。 ^⑲ ○厚狹郡L部落、内務省より一〇〇円を下付される。 ^⑳	奈良県で消防演習差別事件（2月）。大和同志会結成（8月）。全国細民部落改善協議会（11月）。
大正元	○県当局、都市の担当者に部落改善の奨励を指示（1月）。 ^㉑ 県内の部落数二七〇余、人口三万人弱と告ぐ。 ○「大和同志会」の出現により佐波郡の国弘半治兵衛、玖珂郡の萩原泰治、熊毛郡の岡崎慶次郎、「山口県同志会」の結成を画策するも実現せず。 ^㉒	
2	○山口県当局、内務省の指示により全国細民部落改善協議会の要望事項を郡市長に通達（1月）。 ^㉓ ○河野諦門、大和同志会本部（奈良）を訪問（5月）。 ^㉔ ○山口県出身の僧岡本道壽、大江卓とともに板垣退助らに働きかけて「帝国公道会」を東京で創立（8月）。 ^㉕	帝国公道会創立（6月）。
3	○山口第四二連隊の差別身上簿に対して河野諦門、抗議（夏）。 ^㉖	岡山県で軍隊宿舍差別事件（7月）。
4	○大島郡M部落で土辺喜代蔵ら「M報徳会」を結成。 ^㉗	
5	○天野碧波、「満天下の志士に望む国家円満策」と題して「明治之光」に意見発表（7月）。 ^㉘ ○熊毛郡N村で氏子差別事件。隈井憲章、現地に乘込んで抗議、当局と談判。「N事件後援会」を看板に各地で演説会（夏）。 ^㉙	福岡県で博多毎日新聞差別事件（6月）。

えて「表向きにして大袈裟にやる」事態にほかならなかったのである。つまり問題と運動の対社会的な表面化、対外化を「同志会」の結成は提起するものであったのである。従来の部落内改善の内部主義を踏み出す志向が、ここに胚胎してきていることを見出すことができる。

四 河野の軍隊抗議と師範学校事件―代表型対決から組織的対処へ

「山口県同志会」の結成が河野誦円の反対によって不発に終わったことは、広く告げられている。このことによって河野は「部落内改善」主義者、「融和」主義者として研究史の上では否定的に評価されてきている。そのためか、一方で河野が社会的、公共的の差別に対してはそれこそ敢然と立向い、厳然と対決するものであったことは、ほとんど告げられていない。河野には次のような行動がある。

明治三四年（一九〇一）ころ、都濃郡E地方で陸軍機動演習が行なわれた。その際、F部落については兵士の宿舍割当てから除外された。この差別措置に部落住民は挙げて憤慨したが「皆軍隊の勢いに怖れて誰一人として手を付けるものになかった」。このため河野は従者一人を連れて村役場、郡役所、大隊本部と折衝。さらに住民連判状を用意して山口の第四二連隊本部にまで抗議に赴く。そして「若しも採用ならねば五師団本部（広島）に出頭する」と申し入れ、翌日、問題の解決を見る。



晩年の河野誦円
(昭和7年ころ)

※39頁の付記(2)参照

と、部落出身記入の身上簿のあることを告げる。このため河野はこの軍隊身上簿の差別記載の撤廃に立向う。

「弥々軍隊に於て差別行為のあることが明瞭となったのである。左すれば此俟捨置く訳には行かず断然たる覚悟をなさねばならぬ」

「吾等国民は国家に対する義務として大なる事柄がある。即ち納税と兵役との二つである。之れを負担すれば夫に対して国民たるの権利がある。其権利を圧迫せらるゝに於ては義務を負ふことは出来ないから、今日限り兵役も納税も遮絶することゝ、もし圧迫的に警察権を以て引立らるれば反抗はせず、納税も差押となれば異義は謂はぬ唯甘受せざるのみ」

抗議書を提出。これによって連隊長みずからの現地出張と、郡内の部落住民代表を集めて身上簿記載の撤廃の公約を見るのである。

かくて河野は二度にわたって軍隊を告発し、敢然と軍隊を向うに廻して差別的撤廃を達成している。この驚くべき河野の対決姿勢は、彼自身の部落内改善の方針とはどう整合両立するものであったのか。



河野誦円と都濃郡F部落の住民

るは住音より、尤も困難なる事にして……大日本帝国の臣民として是れ等の懸隔の有る可き筈なきに、尚法律上の陰に社会の半面に是等の懸隔を現し常に旧時の細民に圧迫を加へんとす。」

法律制度上、いわゆるタテマエの上では部落差別は存立しないという政府の態度であるが、現実の社会には厳然として部落差別の「懸隔」と「圧迫」が存在しているのだという、その問題と政府責任の問題を彼は提起しているのである。

部落問題と云えば、その原因と責任を部落住民の側にありとして、なればこそその克服と改善を部落住民の側のみ押しつけてきたものが部落改善運動にほかならないが、この改善運動の論理を越えて、逆に国家政府の側を問い返していく途を天野の論は拓いている。

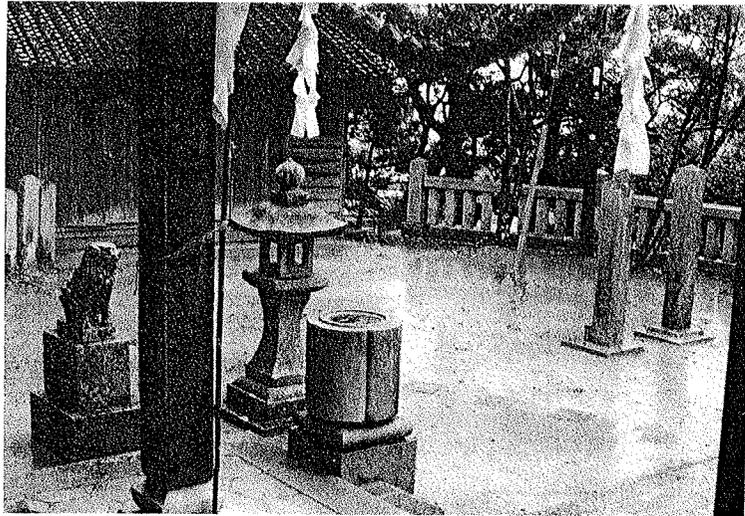
行政責任を問い、行政措置を要求していく運動への始点を、こゝに見て取ることができる。

六 隈井憲章の差別撤廃斗争——大衆糾合型運動への突出

社会的差別をどう克服していくのか。「部落改善」という本末転倒にして間接的な方法ではなく、直接、差別に対してどう対処、どう対決していくのか。あの河野誦円にあつてはそれが単独代表式のものであつたことは既に述べたが、そうした限界を越えて大衆糾合型の運動が突出してくるのが大正期である。

大正五年九月、一〇月の『明治之光』に、山口県の同志会会員隈井憲章が「全国我党の大同団結を望む」と題する報告とアピールを投じている。コトの起こりはこうである。

熊毛郡N村で差別事件が発生した。御大典記念事業としてO神社が石垣の改築を計画、氏子から寄付金を募った。P部落住民もこれに応募。氏子惣代に寄付金を納め、惣代もこれに受領書を渡した。ところが、後日に及んでP部落からの寄付金は受理できぬとして返却されたことから紛糾した。住民はわずかに二〇余戸という少数部落であつたため、隈井憲章（吉敷郡）が現



氏子差別事件のあつた熊毛郡O神社の境内

表7 熊毛郡N村P部落（2部落）の生業状況 ()はその内女性 註②⑦

	本 業		副 業	
	農 業	地自 自作 兼小 2人	主 作 作 2	自 作 農 作 2 小 作 農 作 2(2)
工 業	石 工 職 2		石 製 工 綱 職 業 1 6(3)	
商 業	生 魚 行 商 9(1)		生 鶏 魚 行 商 6(3) 1	
漁 業		1		
そ の 他	日 雇 労 働 者 8(1)		日 雇 稼 2(1) 人 力 車 夫 ・ 馬 丁 1 + 1	

地に招かれて抗議交渉の先頭に立った。

「平地に波瀾を惹起したる者は旧民にあり」「大正維新の今日咄々一大怪事」として、彼は神社側にネジ込むが、惣代らは言を左右にして相手とならないことから、小学校長に面会して「本事件の解決を見るまでは児童の通学を中止する」旨を警告。村長に対しても「公共団体に於て一部落住民の権利を無視するに於ては本事件の解決を告げ民権を是認せらるるまでは勢ひ国民たるの義務も休止す」と嚴重談判して「大に挑発的態度」を示す。

これによって当局は周章狼狽。ついに「村民平等の取扱いを為す」と和解。神社の社務所に村長はじめ神社惣代、部落惣代らが一堂に同席して宴会。



若き日の隈井憲章
(京都巡査部長時代)
※40頁の付記(3)参照

「和氣藹々の裡」に散会を見る。
ところが隈井が村を引揚げたとなると事態は一変。部落住民に対する一般村民

の侮辱と迫害と排斥は倍加。「形勢不穩」の報さえ届くのである。再度、隈井は現地に出動。「今回は非常手段を以て對抗する」として、夏祭の神興かつぎについて「住民平等」を強硬に要求。「腕力に訴へても遂行する」姿勢を表明。

その夏祭の前日になって、郡長代理と室積警察署長が現地に出張。双方の意見聴取と仲裁を行なう。仲裁は部落住民側からすれば「到底承認する事六ヶ敷」「偏頗なる処置」ではあったが、職権仲裁ということで翌日の夏祭は自重することでの場を収束する。

しかしこの折衝のなかで、警察署長は何と次のように暴言しているのである。

「汝等は四民平等の権利を得たるも往古より権利の行使を妨げられ立てこらえたる習慣今日まで慣行となるを以て今暫時の間平等の権利を主張するを止めよ、習慣は法律と同一の効力を有するを以て汝等強て平等の権利を主張するの權なし」「亦汝等は三十戸位の少数者が一村全体多数者に対抗して平等の権利を主張するは是と論に反抗すると云ふものなれば所

(E) 電 灯	(F) 井 戸	(G) 浴 場	(H) トラホーム
E/B	F/B	G/B	
0 (0.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	
14 (82.4)	5 (29.4)	8 (47.1)	
			H/B
			23人 (79.3%)
			67 (80.7)

表8 熊毛郡N村P部落（2部落）の状況（大正11年）

(A) 本 籍	(B) 現 住	(C) 海外移住	(D) 小学出席率
	B/A		
10戸 21	8戸 (80.0%) 17 (81.0)		
	B/A	C/B	男 67.5% 女 —
58人 119	29人 (50.0%) 83 (69.7)	4人 (13.8%) 14 (16.9)	男 85.8 女 23.8

註①

謂と論の大勢には大臣といへども勝事不能故に汝等到底勝利の見込なきものなれば忍耐して遠き将来に於て時節の来るを待て」

封建時代以来の差別と忍従を「慣行」＝準「法律」だとして、しかもデモクラシーの多数決原理を空理として逆用しての詭弁である^③。

かくて隈井は「憲法治下の民として市町村制下の住民として黙認すること能はざる」として、「^(N)□□事件後援会」を名乗り、山口県下各地で「後援大演説会」を開催して歩く。孤軍奮闘「悪戦苦闘」の「単騎戦」であった。

「頃日独力其運動を開始して^(N)□□事件後援会なるものを組織し目下山口県下各地に後援大演説会を開催し奮闘努力しつつあれども如何せん糧食もなく援兵もなき単騎戦にして加ふるに其筋よりは危険人物視せられ小人等よりは野心的運動と評せられ悪戦苦闘の有様」

だが彼は叫ぶ。

「なれども不屈不撓精神にて大日本新平民大同団結を作り吾党百五十万の喊声をして天下を震動せしむるの大活動を演じ人類天賦の権義を闡明し上下一心吾党の向上発展を図り真の実力ある真の活気のある社会進展の原動力たる新平民を起し従来の陋習を一掃し人種の偏見を打破し人道上の汚点を清むるは是吾人の責務なり」

「此目的を貫徹せんとするには憲法第三十条に与へられたる請願の権もあれば片時も早く全国吾党同志の大団結をなすは今日最大急務と確信す」

彼にあつては「新平民大同団結」と「天下を震動せしむるの大活動」が唱えられている。のちの水平社運動を予言するかのときその主張である。そこでは部落大衆を糾合し、これを基盤としていく運動方向が打出されている。

ここまで見てくるとき、やがて登場してくる水平運動への歴史的ツナガリと必然性を見て取らないわけにはいかない。事実、隈井憲章はのち「山口県水平社」創立の立役者（創立大会の議長^④）となつていつている。隈井の宣言こそ、解放運動への歴史的発端を告げるものである。

七 水平運動の前々段階―解放運動の曙光と全面展開

社会的差別の存在に対して、その責任を広く社会的に問い、かつ部落大衆を基盤に組織的に対決していく途を拓いていったところに大正期の歴史はある。

その①自主的な組織化、②対社会的運動への志向、③行政府への要求、④大衆糾合による闘争方法、これらの端緒と始点が大正前期にあることを、ここでは述べた。解放運動への曙光はこの期にある。

大正前期と云えば水平運動登場の前々段階である。むろんこれらの諸動向がひとしく、あるいはストレートにあの水運動に結実していったわけではない。あくまでも水平運動の前々段階であり、融和運動に延伸していくものもありえた。が、いずれにしてもこれら諸動向のさらなる歴史的集中と全面的展開には、大正中期の「米騒動」という社会的沸騰、歴史の歯車の前転を経なければならぬ。ここに解放運動への歴史は、歴史歯車としての米騒動との関連で明かさなければならないことになる。「米騒動と部落問題」それが次のテーマとなる。

註 ①藤谷俊雄『部落問題の歴史的研究』九九頁

②大和同志会々則第二条（『明治之光』1号・大正元年10月）

③『佐波郡A耕地整理組合』

④藤谷俊雄前掲書①一二二頁

⑤『明治之光』2巻8号（大正2年8月）

⑥鈴木良氏による集計（兵庫部落問題研究所『明治之光』下

巻・解説」とはかなり異同がある。相違部分だけを対照すれば左表のようになる。鈴木氏にあっては、はなはだしくも山口県については欠落させている。

大正3年次の誌代納入件数

	北川集計	鈴木集計
重賀都	37	36
阪庫	38	35
良取	56	55
島口	12	11+8
岡	144	142
三滋	104	125
京大	2	1
兵奈	14	7
鳥広	12	—
山福	27	28
全計	535	537

⑦河野諦円は明治一〇年代から地元F部落で改善運動を続けてきており、すでに明治四三年にその改善団体の功労者として内務大臣表彰を受けている。名実共に山口県での改善

運動の第一人者であった。（中央融和事業協会「融和事業功労者事蹟」昭和7年）

- ⑧「山口通信」〔明治之光〕2巻8号・大正2年8月）
- ⑨河野諦円「差別の闇を縫ふて」〔融和事業研究〕2輯・昭和3年）
- ⑩中央融和事業協会「融和事業功労者事蹟」〔昭和7年）
- ⑪吉敷郡役所「郡是制定調査材料」〔大正3年）
- ⑫山口県教育会「防長教育」明治41年8月号
- ⑬岡山県内務部社会課「優良部落視察概要」〔大正11年）
- ⑭井上生「侮辱的改善策の廃滅」〔防長水平〕大正13年6月号）
- ⑮田子一民「特殊部落の改善」〔山口県内務部「山口県第一回地方改良事業講演集」明治43年）
- ⑯「第七区沿革」
- ⑰田子一民前掲講演⑬
- ⑱中央融和事業協会前掲書⑩
- ⑲脇英夫「赤松照幢の部落改善セツルメント活動」〔山口県地方史研究〕52号・昭和59年）
- ⑳岡山県内務部社会課「社会事業視察報告」〔大正10年）
- ㉑山口県内務部庶務係「郡庶務」〔大正元年）

- ㉒「明治之光」前掲⑤
- ㉓山口県内務部庶務係「雑件」〔大正2年）
- ㉔岡山県内務部前掲報告⑳
- ㉕藤谷俊雄前掲書
- ㉖河野諦円前掲回顧⑨
- ㉗大島郡役所「選奨町村小学校各種団体及地方改良功労者事蹟」〔大正12年）
- ㉘河野諦円前掲談話⑧
- ㉙「明治之光」大正5年8月号・10月号
- ㉚藤谷俊雄前掲書①一一三頁
- ㉛㉜㉝河野諦円前掲回顧

- ㉞「若し改善するものがあるならば、其れは特殊部落民ではない。我々三百万兄弟に理由なき迫害を加えて怪しまぬが如き社会である」という叫びこそ、いみじくも喝破しているよう。（せつを生）「水平運動と民衆の意向」〔防長水平〕2巻5号・大正13年5月）
- ㉟北川健「山口県近代未解放部落の史的展開」〔山口県地方史研究〕42号・昭和54年）
- ㊱N村役場「庶務ニ関スル雑務」〔大正12年）
- ㊲北川健「近代国民教育における疎外と差別」〔山口県地方史研究〕28号・昭和47年）
- ㊳「防長水平」二巻一号〔大正13年正月）

付記（余筆）

(1)一四年前、私は一冊の大正時代の雑誌を探して奈良県下の見も知らぬ土地を尋ね歩いたことがある。水平社の創立者坂本清一郎氏の助言も得て、例の「橋のない川」の消防組事件で知られる旧大正村の指導者宅をはじめ、吉野地方の施設にまで足を運んだ。しかし、私の求める雑誌は見出せなかった。その折、雪降りつもる夜の奈良の街を安い木賃宿を求めて徘徊したことも、今は熱い思い出である。ところが数年前、なんとこの雑誌のほぼ全巻全号が兵庫県下から陽の目を見たのである。発見者の臼井寿光氏は「狂気（喜？）」してこれを復刻。山口県では丸岡忠雄氏がいち早く入手された。この雑誌こそ「明治之光」である。私なりに感慨ひとしおのものがある。

(2)大正初め、山口県で最初に「明治之光」を寄せているのは河野諦円である。その明教寺に残る彼の写真を見ると、改善組合や消

防組、老人会など地区活動の本山が彼自身であったことがしのばれる。謹厳な人柄で法事に酒を一切許さず、組合内ではブリキの貨幣もどきの切符を代用させて現金は手渡さぬようにして共同貯金を進めたという。その成果の「和親田」も現存する。夏の夜、諦円が高下駄でカラシコロシと露地を行くと、夕涼みに縁台で将棋を指していた者はあわてて将棋盤を隠したという。ほとんどの写真で彼は正面中央に座を占めることなく、後列にそれも目立たぬように身を置いているかのようなのである。島地黙雷、赤松照燿の写真も見える。

(3) 『明治之光』を私が追いかけた最初の動機は、ほかならぬ大正五年の隈井憲章の抗議闘争をより知りたいがためであった。彼は大正一二年の山口県水平社創立大会の議長をつとめてもいる。その隈井の写真をこのほど息女の文子さん（七〇才）から快く見せていただくことができた。若い京都時代、一年にして巡査部長に昇進したころの写真である。長身で色白、眼が大きくて澄んでいた。態度端正、座ってもヒザを崩すことなく、酒を好んでも決して乱れることはなかったという。山口の宗門の出身で各地を転々、晩年は妻の故郷東岐波で任職。昭和一五年入寂。ダビのあと「五色の雲がたなびいた」と里人は伝える。「虹でも立ったのでしょうか」、文子さんはそう語る。